

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 減価償却できない資産

Q : 固定資産であっても減価償却できないものもあるそうですが、どのような資産が該当するのでしょうか。

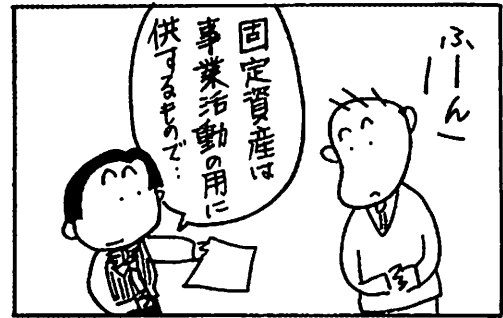
A : 時の経過により価値が減少しないものや、事業の用に供されていない資産です。

【解説】

固定資産とは、継続企業としての法人が、長期にわたってその事業活動の用に供するために所有し、使用する資産をいい、法人税法では、固定資産の意義を、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち、①土地（土地の上に存する権利を含みます）、②減価償却資産、③電話加入権、④①～③に準ずる資産として規定しています。

また、減価償却資産とは、固定資産のうちで事業の用に供していて、時の経過とともに価値の減少するものをいいます。したがって、固定資産でも事業の用に供していなかったり、事業の用に供していても時の経過とともに価値の減少しない資産は減価償却資産に該当しません。次のような資産がこれに該当します。

- (1) 土地、土地の上に存する権利、
- (2) 電話加入権及びこれに準ずる権利
- (3) 書画骨とう
- (4) 白金製溶解炉、白金製のつぼ、銀製のべのように、素材となる貴金属の価額が取得価額の大半を占め、一定期間使用後素材に還元の上で再使用するもの
- (5) 事業の用に供していない稼働休止資産や建設中の資産
- (6) ゴルフコースの芝生など



KIMIYO・I